

令和 8 年第 3 回 北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 令和 8 年 9 月 1 8 日（金）

質 問 者 民主・道民連合 広田 まゆみ 議員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
一 公文書管理と情報公開、行政情報の活用について （一）公文書管理について まず、公文書管理についてですが、行政の意思決定には、課題の把握や資料収集、関係者との協議など、さまざまな過程があります。 こうした記録は、政策形成を後から検証するために不可欠であり、政策転換や災害対策、開発などの記録は、将来の道民にとって歴史的価値を持つものでもあります。 中央政府では、公文書を国民共有の知的資源と位置付け、作成から廃棄までを一体的に管理する仕組みを法律で定めています。また、都府県においても、公文書管理を条例で定める動きが広がっています。 一方、道では、公文書管理の基本原則を条例として定めるには至っておらず、規則や文書管理規程等による行政内部のルールを基本とした運用となっています。 メールや電子決裁など記録の形態も多様化する中、道として、公文書管理をどのように位置付け、条例制定も含め、作成から保存、移管、廃棄までを統一的に管理する仕組みを検討していく考えがあるのか、知事の所見を伺います。 【再質問】公文書管理について 公文書管理と情報公開、行政情報の活用について、再度伺います。オープンデータについては、データの掘り起こしやデータ形式の見直しを進め、公開データを充実させ、各部局、市町村、道民との共有を図るとのご答弁がありました。この方向性は重要だと考えます。 一方、公文書管理については、現在の規則等に基づき適正な管理・運用に努める、情報公開についても、公益上の必要性を今までどおり個別具体的に判断するとのご答弁でした。 しかし、デジタル化が進み、行政情報を政策形成にも積極的に活用する時代にあって、情報を、適切に記録・保存し、公益性を踏まえて公開し、さらに使える形で共有し、政策形成に活用するまでを、一連のものとして捉える必要があるのではないのでしょうか。 公文書管理については、現在の内部規則を中心とした仕組みで、政策判断の過程を現在そして将来の道民に十分に残せるのか。条例化も含め、仕組みそのものを検証する必要があると考えます。 情報公開についても、開示請求を受けて個別に公益性を判断するだけではなく、道民や市町村の判断に必要な情報を、何をどの段階で積極的に共有するべきか、という視点が必要です。そこで知事に伺います。 行政情報は現在そして将来の道民の共有財産であると私は考えますが、記録・管理、公開、共有、可視化、政策への活用までを一体的に捉える必要があると考えますが、行政情報のあり方について知事の認識を伺います。 その上で公文書管理について、現在の規則による仕組みを検証し、条例化を検討する考えがあるか、伺います。	（総務部長兼北方領土対策本部長） 公文書の管理についてであります。適正な公文書管理は、行政を適正かつ効果的に運営し、現在及び将来の道民の皆様に対する説明責任を果たしていく上で、重要です。 このため、道では、公文書管理法や国のガイドラインを踏まえて「公文書管理規則」や「文書管理規程」などを策定しており、電子文書を含めた文書の作成、保存、廃棄等に係る基本的なルールに加え、会議の議事録や打合せ記録の作成といった具体的なルールを定めています。 道としては、引き続き、文書管理に関する職場研修などを通じて、職員への制度の周知や遵守意識の醸成等に取り組み、これらの規程に基づく公文書の適正な管理・運用が図られるよう努めてまいります。 （知 事） 最初に、公文書の管理等についてであります。道が保有する情報は、道民の共有の財産であり、開かれた道政を推進していくために不可欠なものと認識しています。道における公文書の管理は、公文書管理法や国のガイドラインを踏まえて策定している「公文書管理規則」などにおいて文書の作成から廃棄等までの基本的なルールを定めており、引き続き、職員への制度の周知や遵守意識の醸成等に取り組み、公文書の適正な管理・運用が図られるよう努めてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【指摘】公文書管理について 公文書管理については、道が保有する情報は「道民の共有の財産」であるとの認識が示されたことは評価しますが、一方、公文書管理は現行規則による運用、情報公開も現行制度に基づく判断とのご答弁でした。 全体に関わることでありますが、私は、「現行制度を適切に運用する」「個別法令に基づいて対応する」というだけでは、不十分だと考えます。 （二）情報公開と公益性の判断について 次に、情報公開と公益性の判断について伺います。 北海道行政基本条例では、政策形成過程を含め、道政に関する情報を積極的に提供することとしています。 私はこれまで、ラピダス関連文書の黒塗りや、民間施設のアスベスト問題などを取り上げ、個人や法人の利益を保護しながらも、生命、健康、安全など公益上必要な情報をどのように開示するのかを質問をしてまいりました。 本年３月の予算特別委員会では、情報公開条例第 11 条に基づく公益上の理由による開示について、担当課が個別に判断し、必要に応じ行政情報センターに相談する運用であること、情報公開条例制定以降、公益開示の事例が 1 件もないことも確認いたしました。 これまで個別に適切に判断してきたとの見解でしたが、こうした運用の現状を踏まえると、公益性という基本的な判断を各局に委ねるだけでよいのか、私は検証が必要だと考えます。 公益開示について全庁共通の考え方を整理し、これまでの運用を検証するとともに、公益上必要な情報については、開示請求を待たず、積極的に情報共有すべきと考えますが、知事の所見を伺います 【再質問】情報公開と公益性の判断について さらに、知事が掲げる地域との共生の観点からも、地域の判断に必要な公益性のある情報を、できるだけ早い段階から共有することが重要です。公益性を踏まえた積極的な情報提供という観点から、現在の情報公開や情報提供の仕組み、運用を検証する考えがあるのか伺います。 （三）オープンデータと GIS による行政情報の活用について 行政情報は、公開するだけでなく、検索、比較、分析、再利用できる形で提供することで、政策形成や地域課題の解決に活かすことができます。 道では、データの棚卸しやデータリスト、GIS による情報公開、データ連携基盤の共同利用などが進められています。 今後は、森林、農地、水資源、自然環境、災害リスクなど、各部局が保有する情報を横断的に重ね合わせ、政策判断や地域での議論に活用することが重要です。 道として、行政情報の部局横断的な連携と GIS による可視化をどのように進め、政策形成や市町村、道民との情報共有に生かしていくのか、知事の所見を伺います。	（総務部長兼北方領土対策本部長） 次に、情報公開についてであります。道では、情報公開条例第 11 条において、公益上の必要による開示関係を規定しており、それに基づき、担当課において、個人情報など、不開示によって保護される利益と人の生命、身体などの保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較考量して行うこととしていただいております。 その上で、開示等に当たっては、関係部局による協議を経て決定することとしておりまして、引き続き、職員向けの研修を実施するなど、職員一人ひとりの理解を深めるよう適切に対応してまいります。 また、請求によらない道民の皆様への情報公開に当たっては、個別の事案ごとに、公益上の必要性や関係する法令等に基づき、判断されるべきものであり、道としては、今後とも、関係法令や情報公開制度の趣旨・目的を踏まえ、情報公開が適切に行われるよう努めてまいります。 （知 事） 次に、情報公開についてであります。道民の皆様への情報公開に当たっては、情報公開条例に基づく「人の生命、身体、健康又は生活の保護」のための公益上の必要性や、それぞれの事案ごとに適用される関係法令等を踏まえて判断すべきものであり、今後とも、関係法令や情報公開制度の趣旨等に沿った、適切な情報公開に努めてまいります。 （次世代社会戦略監） オープンデータの活用についてでございますが、行政機関が保有する GIS データをはじめとした公共データを二次利用可能な形式で民間開放するオープンデータの推進は、事業者等によるアプリケーション開発など、未来技術を活用した地域課題の解決や、新たな価値の創出につながるものでございます。 このため道では、平成 31 年 4 月にスタートした市町村と同じプラットフォームでデータの登録・公開ができる「北海道オープンデータポータルサイト」の運用に加え、公開データの棚卸しや民間ニーズの把握などに取り組んできたところでございます。 こうしたオープンデータの推進は、道民の皆様との情報共有や、道政の透明性・信頼性の確保に資するほか、各局におけるエビデンスに基づく政策形成にも生かせることから、道といたしましては、公開可能なデータの掘り起こし、データ形式の見直しなどにより、量・質両面で公開データを充実させますとともに、政策形成を担う各部局はもとより、広く市町村や道民の皆様へ、データの共有を図ってまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 北海道の持続可能な土地利用について (一) 国土利用計画・土地利用基本計画の総合調整機能について 私はこれまで、水資源の保全や美々川流域の開発、土地利用基本計画などを取り上げ、北海道の土地利用について議論を重ねてまいりました。個々の法令に基づき適正に手続きが行われても、それだけで北海道全体として望ましい土地利用になるとは限りません。 農林業、産業、水資源、生態系、景観、地域の暮らしなど個別法令では捉えられない土地の価値を総合的に評価し、調整する視点が必要です。 ９月７日の総合政策委員会では、法令遵守や情報共有、違反の未然防止については答弁がありました。個別法令を超えて土地の価値を評価し、調整する方向性は、明確ではありませんでした。 第６次北海道国土利用計画・土地利用基本計画には、中央政府の生物多様性国家戦略を踏まえ、ネイチャーポジティブの考え方が新たに位置付けられたことは評価をしています。 道として法令遵守や部局間の情報共有にとどまらず、望ましい土地利用を実現するため、計画の総合調整機能を今後どのように発揮していくのか、知事の所見を伺います。 (二) 予防的な土地利用政策と北海道の土地利用ビジョンについて 残念ながら、現在の中央政府の土地利用法制は、個別法令による規制を基本としています。人口が減少しているからといって、土地の価値そのものが低くなるわけではありません。むしろ地域で土地を見守り、管理する人材や行政の体制に限られていく一方で、水や森林、再生可能エネルギーなど地域の外から見た土地の価値が高まり、大規模な投資や開発が集中する可能性があります。 とりわけ広大な土地と豊かな自然資源を有する私たちの北海道では、こうした変化を前提とした土地利用政策が必要です。個々の法令に適合しているだけでは地域にとって望ましい土地利用が実現するとは限りません。 重要な自然環境が必ずしも現行法制度で保護地域に指定されているとは限らず、森林法、農地法など個別法令上は可能な土地利用でも、水循環や流域全体から考えれば慎重な判断が必要な場合があります。 道の水資源保全条例には、水源が複数市町村にまたがる場合、広域的な水源保全地域を指定できる規定があります。 こうした仕組みも生かし、開発計画が具体化する前から、科学的根拠に基づき守るべき場所や慎重な検討を要する場所を情報共有することが重要です。 北海道の土地が持つ価値を可視化し、何を守り、どこでどのような土地利用を進めるのか、道民や市町村と共有できる「北海道土地利用ビジョン」などを策定するなど、予防的な土地利用政策へ踏み出すべきと考えますが、知事の所見を伺います。	(総合政策部長兼地域振興監) 土地利用への対応についてでございますが、道の国土利用計画・土地利用基本計画は、生物多様性の保全に向けて「ネイチャーポジティブ」に言及した全国計画を踏まえるとともに、森林地域や自然保全地域等の指定状況を可視化することなどにより、関係法令間の調整を図ることとしております。 道といたしましては、全国の２割強の面積を有し、自然公園も全国一の面積を占める本道の特性を踏まえ、地域の実態をよく知る市町村や振興局・本庁間の連携を図りながら、土地利用基本計画をはじめ関係する計画等のもと、自然環境保全法など一定の地域を対象とした面での規制とともに、土壌汚染対策法といった一定の行為を規制する法令等を併せて運用することにより、適正な土地利用の確保を図ってまいります。 (知 事) 土地利用のあり方についてであります。道の総合計画では、政策の方向性として「豊かで優れた自然環境が保全され、社会・経済と調和する北海道」を示しており、道では、総合計画のもと、関係部局が連携し、森林法をはじめ土地利用に関係する計画等の目的が果たされるよう一体的に推進しています。 また、土地利用に関し、多岐にわたる法令などの遵守に向けては、その趣旨や制度を事前に広く周知し、土地利用の関係者の皆様が必要な手続きを適切に行うよう促すことが重要であり、道としては、水資源保全条例をはじめ開発行為に関係する手続き等を分かりやすく整理した一覧や規制に係る地域指定の状況をホームページで提供するなど未然防止の取組を進めながら、関係する計画や施策間の連携を図り、適正な土地利用の確保に取り組んでまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【再質問】北海道の持続可能な土地利用について 次に、土地利用について伺います。 ご答弁では、森林地域や自然保全地域などの指定状況を可視化し、関係法令間の調整を図ること、市町村、振興局、本庁が連携し、適正な土地利用を確保していくとのことでした。 私はこれまで土地利用ビジョンなど北海道として横断的な土地利用の方向性を明らかにすべきと提案してきました。改めて計画をこの議論の中で確認しますと、その方向性のかなりの部分は、既に第6次北海道国土利用計画・土地利用基本計画に示されています。であるならば問われるのは現計画をどう実行し、その総合調整機能が実際の土地利用に活かされているのかをどう検証していくかです。 予防的な土地利用については、法令や制度を事前に周知し、手続きを促すことで未然防止を図るとのご答弁でしたが、私が申し上げる予防とは、事業が具体化してから法令への適合を確認するだけではなく、その前の段階から、行政が持つ科学的、公益的な情報を可視化し、地域や事業者と共有することです。 今回、水産林務部からは森林情報、環境生活部からは環境関連データについてGISの活用やオープンデータ化を進めると答弁がありました。 各局にはすでにデータも取組もあります。これらを横につなぎ、森林、水資源、生物多様性、防災などの情報を重ね合わせ、土地が持つ価値や慎重な判断が必要な場所を可視化し、事業が具体化する前から地域と共有する、そこまでつなげてこそ、国土利用計画・土地利用基本計画の総合調整機能が、実際の政策として機能するのではないのでしょうか。そこで知事に伺います。 各局が持つ科学的、公益的な情報を横断的に可視化し、事業が具体化する前から地域と共有する「予防的な情報共有」の視点から、第6次北海道国土利用計画・土地利用基本計画の運用を検証し、その総合調整機能を具体的な土地利用の判断につなげていく考えがあるか、伺います。 【再々質問】北海道の持続可能な土地利用について 全体に関わることでありますが、私は現行制度を適切に運用する個別法令に基づいて対応するということだけでは不十分だと考えます。法制度を遵守することは当然です。 しかし、それだけでは守り切れない土地や自然、将来世代に引き継ぐべき価値が北海道にはあるのではないのでしょうか。まず知事にその認識があるのかを伺います。 その上で今回私が問うているのは、個々の制度の運用だけではありません。 北海道として何を守り、どのような土地利用を選び、どのような投資を受け入れ、地域にどのような価値を残すのか、その判断をどのような情報に基づいて行うのかということです。土地利用を最終的に選択するのは、基礎自治体や地域に暮らす皆さんです。 しかし、判断に必要な情報を整え、地域が主体的に選択できる環境をつくることは、広域自治体である北海道の役割だと考えます。総合政策部からは関係部局で土地利用の状況を共有し、関係法令間の調整を図ること、市町村や振興局と連携し、土地開発の進捗に応じて情報やデータを共有することのご答弁がありました。 しかし、私が申し上げているのは、開発の進捗に応じた情報共有だけではなく、事業が具体化する前の段階から、森林、水資源、生物多様性、防災、景観などの情報を可視化し、重ね合わせ、地域の判断につなげていくことです。 第6次北海道国土利用計画・土地利用基本計画には、北海道の土地利用を総合的、計画的に調整する役割があります。各局が個別法令に基づいて対応するだけで足りるのであれば、この計画の総合調整機能は何のためにあるのでしょうか。 情報を共有するだけではなく、それを事前の土地利用判断につなげる。そこまでいってこそ、総合調整機能が実際に動くのではないのでしょうか。その必要性について、改めて知事の認識を伺います。	（知事） 土地利用への対応等についてであります。道では、国土利用計画・土地利用基本計画のもと、関係部局と地域の土地利用の状況を共有しながら、森林法など関係法令間の調整を図るとともに、都市地域をはじめ地域指定の状況がわかる地図データやGISを活用した森林情報等をホームページで公開・提供しています。 本道は、全国の2割強の面積を有しており、こうした特性を踏まえ、土地利用基本計画をはじめ関係する計画などのもと、地域の現状をよく知る市町村や振興局との連携はもとより、関係部局間で土地開発の進捗に応じた情報やデータの共有を図りながら、法令等を適切に運用することで、適正な土地利用の確保に取り組んでまいります。 （知 事） 最初に土地利用に関する認識等についてであります。道では、国土利用計画・土地利用基本計画のもと、関係部局で、地域における土地利用の状況を共有しながら、関係法令間の調整を図っており、広域な本道の特性を踏まえ、地域の現状をよく知る市町村や振興局との連携はもとより、関係部局間での連携を十分に図りながら、関係法令等を適切に運用することを通じ、適正な土地利用の確保に取り組んでまいります。 次に、土地利用への対応等についてであります。道の総合計画では政策の方向性として、豊かにすぐれた自然環境が保全され、社会経済と調和する北海道を示しており、その実現に向け、道としては、個別法令等の適切な運用はもとより、庁内関係部局による会議の活用や、振興局と市町村の間での情報共有等により、土地利用に関する施策間の連携を図りながら、適正な土地利用の確保に取り組んで参ります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
三 北海道の森林の多面的価値と森林行政の役割について （一）森林の多面的価値の可視化と多様な森林管理について 北海道の森林は、木材生産だけでなく、水源涵養、防災、生物多様性の保全など、多面的な価値を有しています。 私は道内各地で、自伐型林業をはじめ、森林を保全しながら長期的に手を入れ、地域の人々が資源を利用する多様な実践について学んできました。 中央政府が本年６月に閣議決定した新たな森林・林業基本計画では、林業適地のゾーニングと確実な再造林に加え、多様で健全な森林づくり、生物多様性に配慮した森林経営、多様な主体の育成などを掲げています。道でも森林づくり基本計画等の見直しが進められています。 そこで、道は森林の多面的な機能をGIS等でどのように把握・評価し、森林の特性に応じた管理や施業の選択に反映しているのか伺います。 また、多様な森林管理を進める上で、現在の施業体系や森林環境譲与税、森林・山村多面的機能発揮対策などの支援制度にどのような課題があり、計画の見直しに当たりどう対応するのか伺います。 さらに、水産林務部が蓄積してきた森林資源情報や森林GISの知見を関係部局と共有し、北海道全体のネイチャーポジティブを推進する共通基盤として活用すべきと考えますが、知事の所見を伺います。 （二）保安林の公益性判断と森林行政の主体的な役割について 次に、森林の公益性機能などについて伺います。 森林の公益性機能を、今後の土地利用の判断に反映すべきと考えます。 保安林には、森林法に基づき公益上の理由により指定を解除できる仕組みがあります。しかし、再生可能エネルギー導入などの公益が、水源涵養や防災など、森林が持つ公益性機能に当然に優先するものではなく、立地の適切性を含めた慎重な判断が必要です。 そこで、例えば道有林を含め、保安林の解除に関わる公益性を、道はどのような基準と手続きで判断しているのか伺います。 また、北海道の約７割を占める森林について、森林法だけでなく、水循環、防災、生物多様性などの専門的知見を横断的に集め、専門家や関係自治体、地域住民の意見も踏まえ、判断の根拠を明らかにする仕組みが必要ではないでしょうか。 さらに、開発計画が具体化してから許認可等に対応するだけでなく、保安林や水源、災害リスク、生物多様性などの情報を重ね合わせ、開発を避けるべき区域や慎重な検討を要する区域をあらかじめ検討し、関係部局や市町村と共有することが重要です。 道として、保安林の公益性判断の透明性と専門性をどう確保するのか。 あわせて、森林づくり基本計画等の見直しを契機に、中央政府の生物多様性国家戦略に掲げるネイチャーポジティブも明確に位置付け、森林の多面的な価値を踏まえた予防的な土地利用のあり方を、水産林務部においても主体的に検討し、振興局や関係部局、市町村と連携していくべきと考えますが、知事の所見を伺います。	（水産林務部長） 多様な森林管理についてであります。全国一豊かな森林を有する本道においては、森林の多面的機能を持続的に発揮させることが重要であり、森林環境譲与税などを活用した市町村による多様で健全な森林づくりを一層進めていくことが課題と認識しております。 道では、これまで、市町村が行う、水源の涵養や生物多様性保全などの公益的機能に応じてGISにより森林を区分する作業を支援するとともに、伐採の方法など森林施業の方針をGISで確認できるようにしているところです。 道といたしましては、市町村による森林づくりの優良事例を普及するとともに、森林情報をオープンデータ化し、関係部局での活用を促すほか、森林づくり基本計画の見直しにあたっては、環境保全に配慮した森林づくりの推進について検討するなど、本道の豊かな森林を将来に引き継げるよう取り組んでまいります。 （水産林務部長） 保安林に関する手続きなどについてであります。道では、森林法に基づき、公益性機能の発揮が特に求められる森林を保安林に指定し、開発行為を厳しく規制しており、公益上の理由による保安林の指定解除にあたっては、国の基準に基づき、道路や鉄道など公益性の高い施設の用地であり、その土地以外に適地がないことや転用面積が必要最小限であること、保安林の機能に支障を及ぼすことが無いことなどを森林審議会での審議を頂きながら審査しているところであります。 道といたしましては、適正な土地利用に向け、生物多様性の保全などを森林づくり基本計画に位置付けることを検討するほか、引き続き、庁内関係部局や市町村と、保安林の位置に加え、公益性機能に応じた森林の区分などの情報共有を行うことにより、多様で健全な森林の育成・保全を図ってまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
四 30by30と広域的な環境管理について （一）30by30の現状と目標設定について 日本政府は、2030年までに陸域及び海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30」を目標に掲げています。保護地域に加え、企業や大学、地域などによる保全の取組を自然共生サイトとして認定し、保護地域との重複を除いた地域をOECMとして登録する取組が進められています。 道の第2次北海道生物多様性保全計画でも、2030年までに「生物多様性保全に貢献するエリアが『十分』に確保」された状態を目指し、自然共生サイトへの登録と持続的な管理を促進しています。道内では、2026年6月時点で36か所が自然共生サイトに認定されています。 一方、道内の陸域では、保護地域が重複を除いて15.3%、OECMが0.3%、合計15.6%が確保されていると伺っています。 環境省が本年8月3日に公表した最新の集計では、全国の陸域は、合計21.0%で、30%目標まで残り9.0ポイントです。北海道は全国を5.4ポイント下回っています。全国の約2割の国土を占め、豊かな自然を有する北海道は、本来、先導的な役割を果たすべきものと考えますが、保全割合が全国平均を下回る現状は大変残念です。 2030年までの期限が限られる中、計画に掲げる「十分に確保された状態」とはどの程度なのか、「どこをどのように守るのか」を具体化し、進捗を検証する必要があります。 道として、2030年に向けた陸域の数値目標や指標を設定し、自然共生サイトやOECMの拡大を計画的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。 【再質問】30by30の現状と目標設定について 次に、30by30とネイチャーポジティブについて伺います。30by30については、OECMを含め区域の拡大に取り組み、毎年度評価しながら、ネイチャーポジティブへの取組を着実に進めるとのご答弁でした。 一方、数値目標や、進捗を測る指標についてはご答弁がありません。毎年度評価するのであれば、何をもって前進したと評価するのか、その物差しが必要です。2030 年に向けた数値目標や指標を設定し、その進捗を道民に分かる形で示していく考えがあるのか、知事に伺います。 もし、示すことが難しいのであれば、何が障害あるいは課題となっているのかあわせてお答えください。	（環境生活部長） 生物多様性の保全に向けた取組についてでございますが、本道の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくためには、法令に基づく保護地域だけでなく、国への登録制度に基づくエリア、いわゆるOECMを含め、生物多様性の保全に資する区域を拡大していくことが重要でございます。 道では、生物多様性保全計画に基づき、毎年度、保護地域の拡大に向けた検討を行うほか、企業による保護活動の支援や自然共生サイトへの認定の促進などを通じ、OECMの拡大に向けて取り組んできたところでございます。 本道は、国土の2割以上を占める広大な面積を有し、その約4割を国有林が占めるなど地域特性が多様であることから、国と連携を図りながら、幅広い方々のご理解とご協力を得て、区域の拡大に取り組み、毎年度、取組状況等について評価を行いながら、ネイチャーポジティブへの取組を着実に進めてまいります。 （知 事） 生物多様性の保全に向けた取組についてであります。本道は、国土の2割以上を占める広大な面積を有し、その約4割を国有林が占めるなど、地域特性が多様であることから、生物多様性の保全に資する区域の拡大に向けては、国との連携はもとより、幅広い方々のご理解とご協力を得ながら、取り組んでいくことが重要です。 こうした状況を踏まえ、道としては、毎年度、保護地域やいわゆる OECM の現状のほか、自然共生サイトの認定状況などについて、評価・公表し、国をはじめ、関係する方々との認識の共有を図っているところであり、引き続き、適切な役割分担の下、保護地域などの拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（二）過去の環境政策の継承と広域的な環境管理について 北海道は、1989年に北海道自然環境保全指針を策定し、優れた自然や身近な自然の所在と保全の方向性を示してきました。続く、北海道環境管理計画では、市町村による環境管理計画や、複数市町村が連携した広域圏での環境管理についても検討が行われてきました。 当時の計画策定に関わった方からは、市町村単位では小さすぎ、北海道全体では大きすぎる課題について、流域などを単位とした広域的な環境管理が必要との問題意識が当時からすでにあったと伺っています。 現在の第2次北海道生物多様性保全計画にも、流域や山系等につながる複数の生態系の包括的な機能向上や、保護地域・自然共生サイト以外も含めた計画的な保全が位置づけられています。 こうした過去の指針や計画の策定過程における調査、検討資料、地図などは、現在どのように政策の検討に活用されているのでしょうか。 また、これまで蓄積してきた知見を現在の科学的データやGISと結びつけ、流域や山系などの広域的な視点から、生物多様性や自然環境の保全に活かしていくことについて、道はどのように考えているのか伺います。 【再質問】過去の環境政策の継承と広域的な環境管理について また、環境生活部からは、これまで蓄積してきた環境関連データについて、GISの活用やオープンデータ化を進め、データを活用した広域的な視点で生物多様性の保全に取り組むとの答弁がありました。北海道の自然環境は、市町村の境界で分かれているわけではありません。 流域や山系など、市町村の境を越えた単位で自然環境を捉え、これまで蓄積した知見と現在の科学データをつなぎ、30by30やネイチャーポジティブの政策判断に活用していく必要があると考えます。 これは、先ほど申し上げた土地利用の総合調整ともつながるものであり、環境生活部だけで実現できることではありません。 こうした広域的な自然環境の把握と評価を、30by30だけにとどめず、森林計画や土地利用を含む具体的な政策にどのように反映していこうとするのか、伺います。 【指摘】30by30と広域的な環境管理について 30by30について、毎年度評価・公表する、環境関連データは共有・活用するとのご答弁でしたが、何をもってネイチャーポジティブへの貢献が進んだと評価するということがありませんでした。指摘にとどめますけれども、ぜひ具体的な取組をお願いします。	（環境生活部長） 環境関連データの活用についてでございますが、大気や水、動植物などの様々な環境関連データは、道の環境関連政策の推進はもとより、開発に配慮が必要な事業の実施や事業者による環境配慮行動の際の基礎資料などに幅広く活用されております。 また、道などによる道路や河川整備といった工事の実施や市町村における再生可能エネルギーの促進にあたり、区域設定を検討する際は、これらの環境関連データをGISに取り込むことで、地図情報を視覚的に把握し、施工場所の現況や台帳を空間データとして整備するなど、効果的な活用が図られております。 道といたしましては今後とも、継続的にデータの収集やGISの活用を進めながら、オープンデータ化を図り、国や市町村、関係機関と連携し、データを活用した広域的な視点で生物多様性の保全に向けた取組を進めてまいります。 （知 事） 次に、環境関連データの活用についてであります。大気や動植物などの様々な環境関連データは、道内の自然環境を数値等で把握できる重要な資料であると認識しており、これまで道の環境関連政策の推進はもとより、開発に配慮が必要な事業の実施などにおいて幅広く活用されています。 道としては、引き続き、こうしたデータについて、国や市町村、関係機関の方々と共有を図りながら、自然環境の状況を広域的な視点でとらえ、各般の施策の推進に取り組んでまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
五 地域と共生する再生可能エネルギーの推進について ゼロカーボン北海道の実現に向け、再生可能エネルギーの導入は重要です。 一方、自然環境や景観、防災、地域との合意形成を巡る懸念も各地で生じています。知事は北海道発共生３原則を掲げ、北海道は地域と共生できない事業を望みませんとのメッセージを発信しています。 私は、再生可能エネルギーか自然環境かという二者択一ではなく、水や、自然、景観、暮らしを守りながら、地域にも利益をもたらす、質の高い事業を進めることが必要だと考えています。 （一）知事が掲げる「地域との共生」について 知事が掲げる北海道発共生３原則では、法令遵守を当然の前提とした上で、北海道の豊かな自然や美しい景観、安全安心な暮らしを守りながら、自然と調和し、地域と共に歩む良質な投資や事業を促進していく考えが示されています。知事が掲げる地域との共生とは、法令を守り、事業者が決まったことを丁寧に、地域に説明するだけではなく、自然環境や暮らし、地域産業などを踏まえ、地域自身が立地や事業の在り方を選択できることまでを含むものと考えて良いのか、知事の所見を伺います。 （二）促進区域制度の位置づけについて 地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制度では、中央政府や都道府県の環境配慮基準、地域の合意形成などを踏まえ、市町村が再生可能エネルギーの促進区域を設定できます。 この制度は、再エネ導入の促進だけでなく、環境保全や地域貢献を前提に、適切な立地を選び、除外すべき区域や慎重に検討すべき区域を明らかにする仕組みでもあります。 促進区域の数を増やすことも大切ですが、それ自体を目的とせず、地域が守るべきものを確認した上で、適地を選択する仕組みとしてより活用すべきと考えますが、知事はこの制度をどう評価し、今後どのように活用する考えか伺います。 （三）促進区域設定に向けた市町村への伴走支援について 道内では15市町で促進区域が設定されていますが、専門人材やデータ分析、合意形成のノウハウが十分ではない市町村も多く、とりわけ小規模自治体が単独で取り組むことには限界があります。 道でも、丁寧に勉強会などを実施をしておられますが、それにとどまらず専門的知見やデータの提供、合意形成、具体的な区域設定まで、市町村への伴走支援を強化すべきと考えますが、見解を伺います。	（ゼロカーボン推進監） 初めに、地域との共生についてであります。再エネの導入にあたっては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様のご理解のもと、自然環境や景観との調和など、地域との共生を大前提に、適切に実施されることが重要と認識しております。 このため道では、昨年度改定した北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において、地域との共生を図りながら新エネを最大限導入することなどを目指す姿として位置づけ、有休地の有効活用やGX産業の集積に伴う経済波及効果など、地域住民がメリットを感じながら、事業を実施することを事業者に求めているほか、地域との共生に関する知事メッセージを発信し、地域住民や関係自治体と適切なコミュニケーションを図ることを含め、再エネ事業を検討している事業者はその遵守を求めているところでございます。 （知 事） 地域脱炭素化促進区域の制度についてであります。地域の脱炭素化を進めるためには、地域資源である再エネを活用するとともに、地域の理解を得て環境に配慮しながら進めることが重要であります。 道では、地域脱炭素化促進事業制度に基づく市町村等の促進区域の設定は、再エネの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を促す有効な仕組みであると認識しており、今後とも、地域の脱炭素化や地域と共生する再エネ事業の導入を促進するため、市町村が、地域の実情に応じた促進区域の設定ができるよう、国と連携して、支援制度の情報提供など、取組の支援に努めてまいります。 （ゼロカーボン推進監） 市町村への支援についてでございますが、地域の実情に応じた促進区域の設定は、地域における円滑な合意形成のもと、再エネの導入拡大を図る仕組みであると認識しております。 道では、設定主体となる市町村の職員を対象に、区域設定の事例や支援措置、開発に配慮が必要な区域に関する地図情報など、地域脱炭素化を進める上で必要な知識の周知に加え、道内市町村における先進事例の現地視察などを行う地域脱炭素専門人材育成支援事業を国等関係機関と連携し、市町村に寄り添いながら実施しております。 また、国に対して、地域の脱炭素化に向けて、専門人材の派遣や人材育成等の人材支援策を継続するよう要望しているところであり、道としては、今後とも、こうした取組を通じて市町村における脱炭素化の取組を支援してまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（四）広域的な視点からのゾーニングと北海道の役割について 水資源、生態系、景観、森林や農地、災害リスクは、市町村の境で区切られるものではありません。道の環境配慮基準に加え、森林、農地、水資源、生物多様性、公園、災害リスク、景観などの情報を GIS 上で重ね合わせ、広域的な視点から地域が立地を検討できる共通の情報基盤を整備することが必要です。 道として、振興局も含め、広域的なゾーニングを支援し、市町村が適地を主体的に選択できる環境を整えるべきと考えますが、知事の所見を伺います。 （五）「地域が立地を選ぶ」再生可能エネルギー政策への転換について 再生可能エネルギーは、地域で生み出し、地域で活用し、地域経済にも繋げることでできる資源です。事業者が立地を選び、問題が生じてから行政が対応するだけではなく、地域が守るべきものを明らかにした上で、地域自身が適地を選び、道が専門性と広域的な視点からそれを支える政策へ転換する必要があります。 知事の地域との共生というメッセージを、具体的な仕組みに落とし込み、質の高い事業と地域貢献、利益の地域還元に繋げるため、今後どのように取り組む考えか、知事の所見を伺います。	（ゼロカーボン推進監） ゾーニングについてでございますが、地球温暖化対策推進法に基づくゾーニングは、基本的には促進区域のほか、再エネの導入が困難な区域や導入に一定の調整が必要な区域の三つに分かれており、区域の設定については、国や道が定める環境配慮基準をもとに、設定主体である市町村が中心となり、住民の皆様や有識者の方々、関係団体、再エネ事業者の方々など様々な関係者で構成する協議会を設けて、地域の実情に応じて、行われるものでございます。 一方で道としても、市町村に伴走し、促進区域の設定に向けて、支援制度など国と連携した情報の提供や助言を行っているほか、開発に配慮が必要な区域を可視化するための地図情報についても周知を図っているところでございます。 道としては、引き続き市町村が主体となった取組の支援に努め、地域の円滑な合意形成と適正な環境配慮のもと、地域経済の活性化にもつながる再エネ事業が進められるよう、取り組んでまいります。 （知 事） 最後に、地域における再エネの導入についてであります。再エネの導入にあたっては、法令遵守はもとより、地域貢献も含め、地域の皆様のご理解のもと、自然環境や景観との調和を図りながら、地域と共生する事業が適切に実施されることが重要であります。 このため、道では、地域の実情に応じた事業が行われるよう地域脱炭素法による市町村における区域設定を支援するほか、地域との共生が大前提などといったメッセージを発信し、事業者の皆様にその遵守を強く求めるとともに、法令違反には厳正に対処することとしています。 一方で、良質なGX投資については、税制優遇措置や立地補助金による支援に当たり、自然環境や生活環境への配慮、市町村と連携した地域への説明といった地域共生を要件化することとし、その促進に取り組んでいるところであります。 道としては、ゼロカーボン北海道の実現に向け、こうした取組を通じ、違法投資と良質な投資を区別し、良質な投資を支援することで、再エネ導入を環境と経済の好循環に繋げてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【再質問】 五 地域と共生する再生可能エネルギーの推進について 最後に、「地域との共生」と広域自治体としての役割について伺います。 再エネについては、促進区域の設定は、市町村が主体であり、道は、地図情報の提供や人材育成など、伴走支援を続けるとのご答弁でした。こうした支援は、重要です。しかし、私が伺っているのは、広域自治体である北海道自身が何を担うのかということです。温対法の改正により、これまで市町村のみ設定できた促進区域について都道府県と市町村による共同設定が可能となりました。 更にこの8月には、環境省が北海道を対象にGISを活用した地域共生型再エネゾーニングの実証、標準化に向けた取組を始めています。こうした制度改正や中央政府の動きを見ても、広域自治体として、北海道が果たす役割は、これまで以上に重要になっていると考えます。 （一）広域的な視点からのゾーニングと北海道の役割について 知事が発信している「地域との共生」を具体化する上でも促進区域制度は重要な仕組みになり得ると考えます。 市町村への伴走支援にとどまらず、経済部が中心となり、関係部局や振興局、市町村と連携し、科学的データやGISを活用した広域的な情報基盤の整備や市町村間の調整、必要に応じた共同設定など、北海道が広域自治体として、促進区域制度をより主体的に活用していく考えがあるのか伺います。 （二）知事が掲げる「地域との共生」について 2点目は、知事の共生のメッセージの基本的な、これからの考え方についてです。このメッセージは、再生可能エネルギーから、今回、データセンターへと広がりました。地域との共生、良質な投資という考え方を個別分野ごとのメッセージに留めず、科学的データも、先ほどから申し上げておりますが、そうした科学的データも活用しながら、今後の開発や投資に共通する政策として具体化していく考えがあるのか、知事の見解を伺います。	（知 事） ゾーニングについてであります。道では市町村による促進区域の設定に向けて、現場のニーズや課題を丁寧にお伺いしながら、必要な支援制度等、国と連携した情報の提供や助言を行うとともに、開発に配慮が必要な区域を可視化するための地図情報の活用促進を図るなど、きめ細かな支援を行い、こうした取組を通じて、地域の円滑な合意形成と適正な環境配慮のもと、地域経済の活性化にもつながる再エネ事業を促進してまいります。 （知 事） 最後に、地域との共生に関するメッセージについてであります。道では、これまで一部地域で違反事案のあった太陽光発電や、事業規模の拡大により、土地や水、電力といった限りある資源を有効に活用することが求められているデータセンターについては、事業を取り巻く環境が特に大きく変化していることから、地域との共生や地域貢献を求める私からのメッセージを発信したところであります。 道としては、開発行為については、法令等の遵守はもとより、今後はより一層、地域共生や地域貢献の観点が重要になることから、地域の実情を把握している市町村との情報共有を行うほか、関係部局間の連携を図り、適正な開発行為が進められるよう取り組んでまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【再々質】 五 地域と共生する再生可能エネルギーの推進について （二）知事が掲げる「地域との共生」について 再生可能エネルギーについては、知事から法令遵守はもとより、今後はより地域との共生の観点が重要であり、市町村との情報共有や関係部局間の連携を進めるとのご答弁がありました。私は、この認識は重要だと受け止めます。 だからこそ、次に必要なのは、その地域との共生を具体的な事業や施策、行政の仕組みにどう落とし込むかということです。中央政府の地域未来戦略でも、都道府県には、市町村間の調整や補完、状況の可視化など、広域自治体としての役割が求められています。 また、担当部署や検討の場、期限などを明確にし、取組や投資を可視化しながら、進捗を確認する方向が示されています。知事ご自身も、地域未来基金などを活用し、産業クラスターの形成や地域資源を活かした取組を本道経済の成長と地域の持続的発展に繋げる考えを示されています。私も、目指すべきは、地域の持続的発展だと考えます。 だからこそ、投資による地域経済への効果と、自然環境や暮らしへの影響を合わせて捉え、地域にとって望ましい投資や土地利用に繋げる必要があります。 知事が地域との共生を掲げるのであれば、その理念を実現するために、事業者や市町村に共生を求めるだけでなく、道庁自身の政策形成や仕事の進め方も変わる必要があるのではないのでしょうか。 北海道自身がすでに持っている計画、情報、制度を検証し、知事ご自身が発信したメッセージを、知事、副知事のマネジメントによって、本当に政策として動かしていくのか、その役割を知事、副知事に求めています。 関係部局、振興局、市町村を横につなぐ体制を整え、各部局が持つ情報や科学的、広域的なデータをGIS等で横断的に可視化する、事業が具体化する前から地域と共有し、広域的なゾーニングや市町村間の調整に活用する、さらに、投資による地域経済への効果と自然環境や暮らしへの影響を合わせて確認する、こうした仕組みを誰が責任をもって動かし、具体的な事業や施策として実現していくのか、知事ご自身の考えを伺い、私の質問を終わります。	（知 事） 最後に、再生可能エネルギーの推進に関し、地域との共生に関するメッセージについてであります。道としては、開発行為については、法令等の遵守はもとより、今後はより一層、地域共生や地域貢献の観点が重要になることから、地域の実情を把握している市町村との情報共有や連携を進めるほか、庁内の連絡会議も活用し、より一層、関係部局間の連携を図り、適正な開発行為が進められるよう取り組んでまいります。